

## 新潟県社会人サッカー連盟登録要則

### (登録)

第1条 登録は、公益財団法人日本サッカー協会（以下「日本協会」という）が定める登録手続きを行い、一般社団法人新潟県サッカー協会（以下「県協会」という）で承認を受け、日本協会で受理された時点で完了とする。

~~2 日本協会への選手登録は毎年行う事とし、原則4月1日から翌年3月31日まで有効とする。~~

~~但し、北信越フットボールリーグ参加チームの選手登録については、北信越フットボールリーグ規定による。~~

~~2-3~~ 追加登録は、日本協会が定める追加登録手続きを行い、県協会での承認を受け、日本協会で受理された時点で完了とする。

~~3-4~~ 外国籍の選手の登録の人数は制限しない。但し、外国籍の選手の試合への出場は、大会での規定がなければ、3名までとする。

### (移籍)

第2条 年度途中の移籍は、日本協会が定める手続きにて行い、県協会で承認を受け、日本協会で受理された時点で完了とする。

2 登録切り替え時での移籍は、これに該当しない。

3 移籍選手の試合への出場は、移籍手続きの完了日からの翌日より可能である。

但し、北信越フットボールリーグ参加チームの、移籍選手の試合への出場は、北信越フットボールリーグ規定による。

4 新潟県社会人サッカーリーグは、同一年度内における県内リーグ内での移籍は認めない。但し、他リーグ及び他県からの移籍は認める。

5 他の大会については、大会申し込み期限までに移籍手続きが完了していれば、選手として申し込みはできる。

6 他の種別・リーグ及び他県連盟よりの移籍選手の出場は制限しない。

### (追加登録)

第3条 追加登録は、日本協会が定める追加登録手続きを行い、県協会での承認を受け、日本協会で受理された時点で完了とする。

2 追加登録選手の試合への出場は、追加登録手続き完了日の翌日から可能である。

但し、北信越フットボールリーグ参加チームの、追加登録選手の試合への出場は、北信越フットボールリーグ規定による。

### (登録抹消)

第4条 登録抹消に関しては、日本協会の手続きにて行い、県協会での承認を受け、日本協会での手続き完了日をもって、登録抹消手続き完了日とする。

2 手続きの完了日より、その選手は試合に出場できない。

(その他)

第5条 登録・移籍・追加登録について疑義ある時は、県協会の定めに従うものとする。

2 選手登録事務は、新潟県社会人サッカー連盟総務部が行う。

附則

本要則は、平成 9年 3月30日より施行する。

平成18年 3月26日改訂

平成26年 4月 1日改定

令和 6年 4月 1日改定